

## 民主主義イメージの分析と人権の現状(Ⅲ)

橋本 富郎

人文社会教室

(1983年9月3日受理)

### Identifying an Image of Democracy (Ⅲ)

Tomiro HASHIMOTO

Department of Humanities

(Received September 3, 1983)

〔以下の論考は、名古屋工業大学学報第34巻(1982年)所収の拙論『民主主義イメージの分析と人権の現状(Ⅱ)』から続くものである〕

「もしも目で人を殺すことができれば、もしも目で人を妊娠させることができれば、往來は死体と妊婦で一杯になるだろう」  
(ポール・ヴァレリー)

「諸君は自由よりも利得に重きをおく。そして諸君はドレイとなることよりも、貧乏のほうを—そう恐れるのだ」  
(ジャン・J・ルソー)

#### 6. 自由民主主義の倫理的性格

現在の大衆民主主義の状況のもとでは、「もっと平等に」という声高な水平化要求がそここにこだまし、それにつれてかなりの権利が獲得されてゆくにもかかわらず、人びとはいぜんとして相対的窮乏感にとらえられ、さらに以前にも増して欲求不満の虜になってゆくかのようになり、筆者には思われる。そうした人びとにむかって、「ボートが沈みそうだから、みんな荷物を海に棄てなさい」と説得することは、まだ可能であろうか?—これが筆者の第5節末尾における問題提起であった。

平等・安定・保護といった諸価値を実現すべし、しかも際限もなく実現すべしとの、野放図な要求をもって、民主主義、の正道と目することがごとき風潮が蔓延するなかにあつて、もしその要求にいささかなりとも歯止めをかける必要を説くならば、それこそ歴史の流れを逆転させ、人類の進歩と発展を阻害せんとする不逞の輩であるとの烙印を押されること必定であろう。

しかしながら、もしわれわれが自由・民主主義をよきものとし、少くとも目下のところそれ以上の社会生活ならびに政治運営の原理を見出しえないという理由で、それを選択し、保持しようというならば、いまいちど自由・民主主義のよって立つ根拠に思いをいたすべきではなからうか。そして、その根拠と、現在のわれわれ

の思考と行動の様式とを比較考量する手間をかけるべきではなからうか。なぜと云って、もしわれわれひとりひとりが、自由・民主主義の枝になる果実の甘さに注意を奪われるあまり、むさぼり喰らうのみであったなら、そしてその根に然るべき肥料を与えることを怠ったなら、樹齡約3世紀を数える自由・民主主義の老木は朽ち果てる運命をたどることになるであろうからである。

では、上述した難題を解く鍵をどこに見出せるか。筆者に用意しうる鍵は、どの扉でも楽々と開けてしまふようなびかびかのマスター・キーではない。それはむしろ、今では一見少々錆びかかたように見える頑固な鍵である。筆者とその鍵を共有する—新聞人—鋭い観察眼と深い洞察力を備えた新聞人—が、幾多の民主主義諸国を経回って得た実感をして語らせるなら、「……現代は国際社会でも国内でも、各自が精一杯欲望をぶつけあっているうちに、〈神の見えざる手〉によって落ち着くべきところにうまく落ちつく、というような甘い時代ではなくなった……。民主主義は、運営する人の良識、気力に頼るところの多い、たいへん脆い、危なっかしい政治制度だ……。人々が変革の精神、自律の精神を失った場合、つまり〈自由〉に値する民度を失った場合、ある意味では、少数の賢人に指導される全体主義より厄介な存在になることも十分ありえよう。』<sup>1)</sup> 運営する人とは政治家ではなく、国民ひとりひとりを指すのであり、良識・気力・自律とは各自の道徳的能力にほかならないし、自

由に値する民度とは国民の節度といかえることができるだろう。民度を高めることによって、国民生活のあらゆる分野において各自の自制心をもって社会の秩序を保つこと、別言すれば自己抑制された欲望と規律ある自由とが、自由・民主主義のよって立つ根拠だと断じていように思われる。まことに自由・民主主義は、道義、倫理に敏感な個人によってのみ担われうるものだといわねばならない。以下の行論において、一再ならず自由・民主主義の倫理的な性格を強調するゆえんである。

そうした認識を国民のあいだに、徐々にではあってもしかし着実に浸透させてゆくこと、すなわち公民養成を措いて、他に上述の難問＝過剰（あるいは欲望）民主主義病に対処する方法はありえないのではないか。もとよりそれは、病たちどころに癒えるといった類の速効薬ではない。むしろ運動性の、口に苦い煎じ薬といった体のものなのである。では、果してこの処方箋が、自由・民主主義の老樹の活性剤たりうるかを、近代民主主義の誕生と成長に立ち会った先哲たちの諸説に徴して、検証することがつぎの作業となろう。

## 7. 『徳の共和国』、または民主主義社会の理論

① かれら先哲たちはほとんどが例外なく古代ギリシャ・ローマの興亡の歴史を繙き、そこから教訓と法則を学びとろうとした。なかでもモンテスキューは、ローマの衰亡をつぎのふたつの原因に帰せしめた<sup>2)</sup> 軍隊の「私兵化」とローマ市の繁栄である。すなわちまず第一に、版土が拡大し、征服地に駐留する兵士の数が増加するにつれて、ローマ市をよそよそしい眼で眺め、次第に市民精神を喪失していった。それとともに大将たちも軍団を任されて自分の力を感じるようになると、兵士を私物化する結果、もはやローマ市の軍隊ではなく、ユリウスの、ポンペイウスの、カエサルの私兵となっていった。第二に、ローマ市が繁栄すると、人びとは私利私欲の追求に狂奔したために、「唯一の共通精神を持ち、自由に対しては一樣にこれを望み、人みな暴政を憎む」時代は終了し、「バラバラになったローマはもうみながつになることはなくなった」、というのである。

またモンテスキューは、民主政にとっては、平等であることとともに質素であることが必要であると論じた。「財産の平等が質素を維持するように、質素は財産の平等を維持する。これらの両者は相異ってはいても、互いにはなれて存立しえないような関係にある」からである。しかしながら、ローマの繁栄は節制精神の衰弱をもたらし、生き生きとした市民団体たる共和政ローマの没落を運命づけた。その後を襲ったのは、皇帝の専制と民衆の愚民化という事態であった。政治の運営はすべて皇帝と

その側近の独占するところとなったが、人びとはむしろそれを歓迎した。なぜなら、人びとは立法にも、行政官選出にも、戦争にも参与する必要がなくなり、それだけ自分たちの都市の安寧や秩序の維持に関わる気苦労から、つまり自分で考える面倒から解放されたからである。かれらは何もすることがなく、国家から無料の食物を受け取り、国庫負担で戦車競争や格闘競技の見物に憂き身をやつすことが日課となった。かくしてついには、「国家の負担するお祭りの日、公共の休日」が、4世紀半ばには一年の半分に及んだ。遊民を維持するために、ローマは早くから属州を開発するしかない<sup>3)</sup> 状況にたちいたった。ここにローマ帝政は、基本的に大衆の支持の上ののった専制あるいは独裁政へと、零落の道をたどらねばならなかったのである。

② 17世紀イギリス革命の原理の最大の代弁者ジョン・ロックは、市民社会へ移行する以前の「自然状態」から出発する。それは自由の状態であり、かつ平等の状態でもある。しかしその自由は放縦ではない。なぜといって、ロックの自然状態は、ホブスのそれが「万人に対する万人の闘争」であったのと対照的に、自然法——他人の生命、健康、自由、財産を傷つけるべきではない、という内なる理性の教え——の支配下であって、なにびとといえどもそれに従わねばならないからである。市民社会に移行したのちにも、政府の恣意的権力から自由でなければならないが、同時に市民法への服従義務を負うことはいうまでもない。

ではいったい、なにが人間をして自由を得さしめるのであるか、ロックの答えはこうである。自然法のもとであれ、イギリス実定法のもとであれ、「法を知ることができる」と予想され、かくして自分の行動をその範囲内に保ち得るであろうような、そういう完全に成長した状態<sup>4)</sup>、いいかえれば「理性の状態」に到達すること、これである。なぜなら人間は、自分が服従している法の限界内で、自分の行動を導くべき理解力に本来属するものとして、意志の自由と行為の自由とを神から与えられたからである。逆に、もし人間が「理性の状態」に到達しないうちは、法がどれだけの自由を許すかを知っていると考えられる他のなにびとかが、かれを指導しなければならぬ。またなんらかの欠陥ゆえに理解力を得られぬ場合には、その者はけっして自由人とはなりえない。

「……自由は、人の生存にきわめて必要であり、またそれと緊密に結びついているので、彼は、もしこの自由を手放すなら、同時に彼の生存生命を併せ失うことにならざるを得ない……」<sup>5)</sup>として、他のなにものにもまして自由の価値を尊重するロックにしてなお、自由は法的秩序によって保障される、というわけである。筆者はこ

こに、自由主義者の自由観の本質を見る思いがする。

ついで、平等はいかに観念されたであろうか。自然状態における平等といえども、あらゆる種類の平等を意味しはしない。「年齢や徳の故に、ひとが優越性を与えられるのは当然である。その上さらに優れた才能や功績をもつ人々は、普通の水準以上におかれるかも知れない。」<sup>6)</sup>ロックの平等とは、一人のひとの他人に対する裁判権あるいは支配権に関する万人の平等、すなわち法的平等の意であって、必ずしも政治的平等を当然に含むものではないし、ましてや社会的平等とは完全に無縁のものであった。そして、そういう意味での平等を享受しうするためには、自由の場合と同様に、成熟と理性という資質がその要件として求められたのであった。

いまひとつ、ロックの市民社会論の要諦をなすのは、自発的な団体もしくは結社であった。社会は多数の団体や結社を内包すべきであり、広範な社会的・道徳的実践活動がそれらによって遂行されねばならない、という信条がこれである。なぜとって市民は、社会的に有用な活動に従事することに、自らの自然的能力を満足させる喜びを見出すことにならうし、さらには、かれが積極的に自分自身で組織し、自ら統治を行なっている団体の成員であれば、自分の問題を自ら処理する機会が多くなり、その結果、自由の要件たる成熟と理性の状態にいつそう到達しやすくなるからである。セイバインが正しくも指摘したように、ロックは「社会的地位を当然のこととして承認し、それをたんに……自由と両立しうものとして考えるだけでなく、……自由のひとつの条件としても考え」<sup>7)</sup>たといえよう。

そうした市民によって社会が構成される以上、そこで行なわれる政治とは、保護的および調整的機能を超越るものではない。この政治社会論は、以後の英米の政治の理論と実践の伝統となってゆくのである。

③ アメリカ合衆国の独立革命の指導原理は、前述のロックの市民社会論から甚大な影響をうけた。われわれはその証左を、最初のアメリカ人と目されるベンジャミン・フランクリンの生涯のうちに見てとることができる。かれは建国当時のアメリカを代表する第一級の科学者、外交官、政治家であったのみならず、いやそれ以前に、まことかれは、ロックの描いた〈市民と社会とのかかわり合い〉を見事に体現した一市民であった。

フランクリンは貧窮から身を起こしながら、勤儉・勉勵を旨とすることによって「財産と教養」を備えた市民階級の典型となってゆく。かれが自らの日常生活に課した十三の徳目はあまりにも有名だが、筆者に注意を促すのは、それらの筆頭に挙げられた節制である。かれの『自叙伝』<sup>8)</sup>は冒頭より掉尾まで、類い稀な自己抑制の物語

である。フランクリンはアメリカの自由主義者の道徳観の指針となるのであるが、自由というのは、こうした有徳の人士の掌中でのみ大切にされ、生き延び得、キラリと光彩を放つ性質のものではなからうか。

さらにフランクリンは、その得た「財産と教養」をば、自主的・実践的社会活動に用いることを忘れはしなかった。自身の言葉を借りれば、「少年時代から公共のために計画をたてるという精神があった」かれは、相互に人間形成をめざすための社交クラブ、会員制図書館（のちのフィラデルフィア図書館）、消防組合、大学（のちのペンシルヴェニア大学）を次々に創設していった。こうして市民が積極的に社会生活に参加し、自発的に秩序を形成してこそ、それに反比例して国家の管轄領域は縮減され、最小の政治が可能となるのであろうし、また州が連邦に対して、郡が州に対して、町が郡に対して、それぞれ自治を主張しうる根拠が保障されるのであろうと思われる。フランクリンの時代より約一世紀後に、ブライスがアメリカの政治を評して「地方自治は政治の学校である」と書いたとき、フランクリンによつてすえつけられた定礎、すなわち自発的市民の活動による社会形成という定式は、アメリカ民主政治を支える伝統となっていたのである。

④ 新生児アメリカのいわば乳母であり、少年期の家庭教師を務めたのがトマス・ジェファソンであった。かれは、ロックとはいささか趣きを異にして、アメリカの一般庶民の資質にかなり大きな信頼を寄せていたように思われる。それは、かれの政治哲学の際立った特徴であった。「……人民に知識を与えること……こそ、政治の機関として最も確実な、最も正当なものであります。……彼らこそ、われわれの自由の維持のための唯一のたしかな拠りどころであります。詮ずるところ、多数者の意思をして支配せしめよ、というのが私の主義であります。」<sup>9)</sup>

わけでも、農民——ジェファソンが、将来のアメリカ社会の主人公たるべき役割を担わせんとした、独立自営農民——に対する信頼は絶大であった。それはいったいかなる理由によるものであったらうか、筆者の関心はここにある——「もし神が選民をもつものとすれば、大地に働く人々こそ神の選民であって、神はこれらの人々の胸を、根源的で純粋な徳のための特別な寄託所として選んだのである。……耕作者の大部分が道徳的に腐敗するという現象は、いまだかつてどの時代にも、またどの国民の間にも実例のあったためしがない。道徳の腐敗は、農民のように自分たちの生存のために天に頼り、自分の土地や勤勉に頼ることをしない……人々に捺されたしるしなのである。」<sup>10)</sup>当時のアメリカの独立自営農民が、

事実こうした存在であったか否かは別に、アメリカ民主主義の主人公たる市民が備えるべき資質とはなにかについての、ジェファソンの見解を余すところなく伝える言説というべきであろう。

ジェファソンの描く市民社会の形成は、まず「学区、(Hundred) 構想<sup>11)</sup>」によって民草に公共教育を施し、啓蒙することから始まる。さすれば人民は必ずや自治の祝福に目醒め、市民精神を身につけるであろう。また、有産者たちは自然に法と秩序の維持に深い関心をもつがゆえに、かれらが政治のコントロールをもち、自由を享受することは、社会全体のために有益であろう。まさしく「恒産、こそ「恒心」の源泉というべきである。これを約言すれば、「……市民たちが……充分な、道徳的な、また物質的な諸条件を与えられるならば」<sup>12)</sup> 強い政治力が生まれると期待してよい、というわけである。ここに再びわれわれは、「財産と教養」のある市民階級による政治という、ロック的伝統を見る。それは、市民たちが「最小の政治、として、節約的であり簡素な政府を組織し、「市民国家」を運営する姿であり、そこでは強大な政府は排除されてあること、いうまでもない。

そうした政治論を傍証する、ジェファソンのふたつの思念をつけ加えよう。ひとつは「自然的な貴族」<sup>13)</sup>の承認であり、もうひとつは最下層民への不信である。まず自然的な貴族とは、人工的な貴族が富や氏素性を根拠とするものであるのに対して、徳性と才幹を有する第一級の貴族もしくは選良というべき人びとである。かれらこそ、自然が人間社会に与えた最も貴い贈りものであって、かれらを政府の諸官職に選ぶような統治構造が、政府の最上の形態であるに違いない。すなわち、健全な市民精神の持主たちが自然的な貴族を誤りなく選び出すことこそ、誇るべきアメリカの自由な制度の神髄なのだ。それにひきかえ人工的な貴族などは、「政府組織の中の獅子身中の虫ともいうべき輩」であり、かれらの昇進や権力接近を極力阻止するような装置を、アメリカ社会は常備せねばならない。

つぎに、ジェファソンは一再ならずフランス革命に賛辞を呈し、その成功祈念を願うとはしなかったけれども、しかし同時に、革命の輝きに眩惑されて実態を見誤るがごとく愚は犯さなかった。1813年にフランスの過去25年間の歴史を回顧したとき、かれはフランス革命の側面を的確に、そして容赦なく暴いてみせた。「……ヨーロッパの都市の最下層民に政治のコントロールや(高度の)自由をもたせれば、ただちに、公私のものすべてを破壊するであろう危険がある。造反を遂行するために使われた道具であった都市の暴徒が、無知と貧困と悪徳のため低級な造反ぶりをやったので、……彼らに合理的な行動をとらせることができなかった……」<sup>14)</sup>す

なわち、昨日は背に鞍を置かれ、ただ命じられて唯々諾々と従っていた身分から、今日解放された人間が、息継ぐいとまもなく、今や命令する身分に移ったこととて、穏やかな風習と然るべき教育・訓練によってこの移り変りに慣れて行くことができなかったがために、周知のように、社会のあらゆる秩序と組織と制度を破壊し、フランスを混乱に陥れたのであった。この事実を看破したジェファソンであってみれば、悪徳と貧困の克服に意を用いぬはずがない。前者に対する「十字軍、として、前述したように、庶民一般の教育を普及せしめる法律の制定と制度の改革を提唱し、市民の知識と常識をば自由の支柱にせんとした。後者については幸いなことに、アメリカは天恵を享受する。旧世界の人間が狭隘な土地に群居し、そういう状況が生む多くの悪徳の中に生きているのにひきかえ、アメリカの大地そのものが、意欲のある人びとには好意をもって相応の労働の果実を恵むのである。これが、神の恩寵をうける選民にあらずして、いったい何であろうか。

⑤ ジャン・J・ルソーの市民社会論は、以上の英米型のそれとはずいぶん趣を異にしている。のみならず、両者のうちには、互いにまっこうから対立し合う契機さえ、見てとることができる。この相違の起源は、イギリス革命とフランス革命の性格の相違に求められよう。前者は、現在はまだまた暴政によって中断されてはいるものの、その昔からイギリスに存在し続けてきたところの、イギリス本来の国家構造と生得権とを回復しようとする政治的企図であった。他方後者は、禍々しい封建的身分制を打破、一掃した後に、主権的な国内における普遍的市民権を新しく樹立しようとする社会的試みであった。

さて、ルソーにとっての至上命題は、いかにすれば市民<sup>15)</sup>を育成することができるかであった。ルソーによれば、自然状態における人間の本能、衝動、欲望が、それぞれ、社会状態における市民の正義、義務、理性に転化しうるためには、人間が社会契約の締結によって主権的国家を設立しなければならない。国家の一員となつてはじめて、社会性と道徳性を身につけることが可能となり、それゆえ社会的自由を獲得するに至るのである。約言すれば、ルソーの観念する自由を含む諸権利は、(ロック流の)自然あるいは生得の権利とは異なり、市民たることにおいて享受できる権利ということになる。つぎの一節はルソーの社会契約の、したがって〈市民と社会とのかかわり合い〉の、基本的性格をあらわしていると考えられるので、長文をいとわず引用してみよう。

「社会契約は、契約当事者の保存を目的とする。目的を欲するものはまた手段をも欲する。そしてこれらの手

段はいくらかの危険、さらには若干の損害と切りはなせない。他人の犠牲において自分の生命を保存しようとする人は、必要な場合には、また他人のためにその生命を投げ出さねばならない。さて、市民は、法によって危険に身をさらすことを求められたとき、その危険についてもはや云々することはできない。そして統治者が市民に向って『お前の死ぬことが国家に役立つのだ』というとき、市民は死なねばならぬ。なぜならこの条件によってのみ彼は今日まで安全に生きてきたのであり、また彼の生命はたんに自然の恵みだけではもはやなく、国家からの条件つきの贈物なのだから。』<sup>16)</sup> (傍点筆者)

では、国家の一市民であるとはどういうことなのか。ルソーによれば、人間は身体と財産をば、共同の力のすべてをあげて保護するための、結合の一形式として社会契約を締結する。その際契約の当事者は、自らの身体およびすべての力と権利を、共同体の全体に対して全面的に譲渡し、一般意志の最高の指導の下におく。この共同体は共和国または政治体、あるいは国家と呼ばれ、その構成員は市民と呼ばれる。個々人は、人間としては特殊な個別意志をもつであろうが、各人すべて市民として、何が公共的な善であり利益であるかを厳しく問うときには、誤りなく一般意志を発見しうるに違いない、という。察するに、一般意志とは国家の意志、もしくは国家を成立せしめている公共精神であると換言できよう。ルソーのいう一般意志は分割不能かつ無謬であるがゆえに、ある市民が一般意志を発見できないか、あるいはかれの個別意志が一般意志とどうしても異なる場合には、かれはもはや国家の一員＝市民＝道徳的人格ではなくなり、公衆の敵として社会から切り離されることになるのは必然の帰結である。こうして出来上ったルソーの国家は、ロックがあればほど忌避した絶対的な権力を市民の社会生活の全領域に、しかも正当に及ぼすであろう。

ルソーの構図はわれわれに、濃厚な公共色に染め上げられた、あの古代ギリシャの都市国家を想起させずにはおかない。それはすでに、拙論第2節で描いておいた光景である<sup>17)</sup>。そのような都市国家を近代に構築しようとしたルソーの真の意図がどこにあったのか、それへの言及は、次節において日本の社会と国家の特質を論じる際に譲ることにして、ここではいまいちど、「法と道徳が一体となっており、自分を生かすために自分の国家をも生かそうとする」<sup>18)</sup>市民の育成にルソーが傷心したことを再説しておこう。

ところでロックは前述したように、社会内の自発的団体をば市民の育成にとって枢要な役割を果すものと見たが、この点に関するルソーの見解はどうであろうか。かれは一般意志の無謬性を強調した折にこう書いた、「徒党、部分的団体が……つくられるならば、これらの団体

の各々の意志は、……国家に関しては特殊なものになる。……だから、一般意志が十分に表明されるためには、国家のうちに部分的社会が存在せず、各々の市民が自分自身の意見だけをいうことが重要である」<sup>19)</sup>と。つまり、市民が私的な目的のために社会内に組織する団体・結社は、市民が国家の公共の善または利益を発見するのを妨げる。私的な目的や利害や精神は、社会の一律性を阻害し、もって国家への忠誠を衰弱させる、というのである。こうしたルソーの社会団体観は後に、詩人にして実践的革命家・アンドレ・ド・シェニエのつぎのような詠嘆のなかに、忠実かつ熱烈な反響となってこだまする——「さまざまな結社や団体を内包する国家は、なんと浅はかで不幸なことだろう。そのメンバーになると、人びとは全体の精神と全体の利益とは異なった、勝手な精神と勝手な利益を得ようとするのだ！ 国家以外にいかなる形態の結社もたず、祖国以外にいかなる団体も、そして全体の利益以外にいかなる利益ももたない国土は、なんと幸福なことだろう！」<sup>20)</sup>

ロックの場合には、市民が積極的にさまざまな団体を組織して活動することによって、社会のなかに多様な利害や意見を生み出し、もって国家の恣意的権力の一元的支配に対する抵抗線となす、と主張したのに比較すれば、ルソーとの懸隔の大きさに驚きを禁じえない。ルソーがその予言者となったフランス革命は、事実、「個人はあらゆる社会的拘束から解放されるべしとの命題」のもとに、「……社会階級、地域社会、職業集団または団体であろうと、あらゆる権力と忠誠との中間的な中心を掃」し、「人間と国家との間になにもものも介入をゆるさなかった」<sup>21)</sup>のである。

以上駆け足で、近代民主主義論の諸説を概観してきた。同じく民主主義の名をいただくとはいえ、英米型のそれとフランス型のそれとのあいだには、人間が市民となりうるためには社会と国家がどのようであらなければならないかをめぐって、対照的な考え方があった。しかしながらそれと同時に、諸説を貫くひとつの共通項があるように筆者には思われる。その共通項が、理性的状態、社会性の感情、公共の観念あるいは精神など、いずれの名で呼ばれようとも、その実質は、人間が自由の諸権利を享受しうる条件として、市民たること、あるいは公民たること——すなわち、私的な利益や欲望を自己抑制しうるだけの資質と、共同体の目的と法と道徳を理解・実践できる能力とを備えること——を挙げていたこと、これである。拙論第6節において、筆者が先哲のひそみにならって民主主義の倫理的性格を強調し、また、第7節を「徳の共和国」と名づけたゆえんは、ここにあったのである。

(未完、以下次巻)

## 註

- 1) 松山幸雄『しっかりせよ, 自由主義』(朝日新聞社, 昭和57年), 23~24頁。
- 2) 以下, モンテスキューのローマ衰亡論については, 高坂正堯『文明が衰亡するとき』(新潮社, 昭和56年), 第1部に負うところが大きい。なお詳しくは, モンテスキュー『ローマ人盛衰原因論』(大岩誠訳, 岩波書店, 昭16年)を参照されたい。
- 3) 木村尚三郎『ヨーロッパからの発想』(角川書店, 昭和58年), 228頁。本書第5章第2, 3節は, この時期のローマ人の生活の様子を描いたものとして興味深い。
- 4) ジョン・ロック『市民政府論』(鶴飼信成訳, 岩波書店, 昭和50年), 61~62頁。
- 5) 前掲書, 29頁。
- 6) 前掲書, 57~58頁。
- 7) ジョージ・H・セイバイン『デモクラシーの二つの伝統』(柴田平三郎訳, 未来社, 昭和52年), 25頁。
- 8) 中央公論社版『世界の名著 第33巻 フランクリン その他』(渡辺利雄他訳, 昭和45年)を使用した。ただし本書は抄訳である。
- 9) 前掲書, 283頁。さらに, ジェファソンが「終生の友」と呼んだ, ジョージ・ウィズ宛書簡(278~279頁)およびA・コレイ宛書簡(304頁)を参照されたい。
- 10) トーマス・ジェファソン『ヴァージニア覚え書』(中屋健一訳, 岩波書店, 昭和47年), 297頁。
- 11) 学区制度や公立図書館兼美術館など, 一連の教育制度改革については, ジェファソン, 前掲書, 263~268頁に述べられている。
- 12) 中央公論社版『世界の名著 第33巻 フランクリン その他』(渡辺利雄他訳, 昭和45年), 303頁。
- 13) 前掲書, 301頁。
- 14) 前掲書, 302頁。
- 15) ルソーは, たんなる都市の居住民をブルジョワと呼び, 他方都市・農村にかかわりなく, 同じ公共の観念, とくに新しい国民国家を創設しようとする理念を共有しあい, 等しく国政に参与する市民をシトワイヤンと呼んで, 両者を区別している。シトワイヤンは, 市民よりも〈公民〉と訳すほうがいいかもしれないが, 本稿では市民で統一する。以下の行論で用いられる市民がシトワイヤンを指すこと, いうまでもない。[ジャン・J・ルソー『社会契約論』(桑原武夫・前川貞次郎訳, 岩波書店, 昭和41年), 31~32頁]。
- 16) ルソー, 前掲書, 54頁。
- 17) 拙論『民主主義イメージの分析と人権の現状(I)』(名古屋工業大学学報第33巻, 昭和56年), 59~60頁。
- 18) 木村尚三郎, 前掲書, 222頁。
- 19) ルソー, 前掲書, 47~48頁。
- 20) セイバイン, 前掲書, 31頁。
- 21) J・L・タルモン『フランス革命と左翼全体主義の源流』(市川泰治郎訳, 鳳書房, 昭和43年), 284頁。